

成年後見制度利用促進専門家会議 第7回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第7回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：令和3年3月29日（月）10:00～12:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について（報告）
- ②成年後見制度利用促進基本計画の変更について

3. 閉会

○成年後見制度利用促進室長 定刻となりましたので、ただいまから第7回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員長を選出していただくまでの間、司会を務めます厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議システムを活用しての実施といたします。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、開会に当たりまして、山本副大臣から御挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○厚生労働副大臣 皆さんこんにちは。厚生労働副大臣の山本博司でございます。第7回成年後見制度利用促進専門家会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参加いただきまして心から感謝を申し上げます。本格的な成年後見制度の利用促進の取組は、成年後見制度利用促進法の成立から始まり、その後、大森委員長を初めとする促進委員会の皆様に取りまとめていただいた成年後見制度利用促進基本計画により、利用者の視点に立ち、メリットを実感できる制度の運用、保健・医療・福祉に司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさの調和等の施策を推進してきている次第でございます。

また、昨年3月には大森委員長を初めとするこの専門家会議の皆様にも、基本計画に基づく各施策の進捗状況を把握・評価していただき、個別の課題の整理・検討を盛り込んだ中間検証報告書を取りまとめたところでございます。心から御礼を申し上げます。

令和3年度は基本計画の最終年度になります。厚生労働省では、関係省庁や最高裁判所等と連携し、基本計画や中間検証報告書に基づく施策の達成に向けて取り組んでいるところですが、成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない、また、成年後見関係事件の申立て件数はここ数年ほぼ横ばいという状況でございます。

成年後見制度利用促進法第1条では、認知症や知的・精神障害により、財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが共生社会の実現に資するものであり、成年後見制度はこれらの人を支える重要な手段であると規定している次第でございます。

成年後見制度が共生社会の実現に資するものとなり、全国どこに住んでいても成年後見制度を利用する必要のある方が適切に制度を利用できるようにするためには、現行計画の

終了後も切れ目なく取組を進めていく必要があります。

そのため、委員の皆様方には次期計画の案につきまして、年内を目途に集中的に検討していただき、12月を目途に取りまとめていただきたいと考えております。皆様方の御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

それでは次に、委員の皆様全員の任期が一旦切れて、新たに大臣から委嘱されております。本日御参集いただきました委員の皆様をお名前のみ御紹介させていただきます。

まず、青木佳史委員。

続きまして、新井誠委員。

続きまして、伊東香織委員。

続きまして、大森彌委員。

続きまして、上山泰委員。

続きまして、久保厚子委員。

続きまして、河野俊嗣委員。

続きまして、櫻田なつみ委員。

続きまして、新保文彦委員。

続きまして、住田敦子委員。

続きまして、瀬戸裕司委員。

続きまして、手嶋あさみ委員。

続きまして、中村健治委員。

続きまして、永田祐委員。

続きまして、西川浩之委員。

続きまして、野澤和弘委員。

続きまして、花俣ふみ代委員。

続きまして、星野美子委員。

続きまして、水島俊彦委員。

続きまして、山下純司委員。

続きまして、山野目章夫委員。

なお、一瀬政太委員は本日御欠席でございます。

厚生労働大臣からの委嘱状につきましては、別途郵送させていただいております。

なお、新しく就任された委員に一言御挨拶いただければと存じます。

まず、青木委員、よろしくお願いたします。

○青木委員 弁護士の青木でございます。日弁連の高齢者・障害者権利支援センターのセンター長を務めております。どうぞよろしくお願いたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、河野委員、よろしくお願いいたします。

○河野委員 宮崎県知事の河野でございます。専門家の先生方の御指導をいただきながら、地方の実態や課題などをお伝えすることができればと考えております。よろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 北海道社会福祉協議会の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。北海道社会福祉協議会では副局長、そして権利擁護課の担当として、一昨年からは北海道でも成年後見制度推進バックアップセンターを設置させていただいております。全国的にも社会福祉協議会に対しての成年後見制度の期待・役割がございますので、その点についても積極的に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、永田委員、よろしくお願いいたします。

○永田委員 同志社大学の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私は、地域福祉が専門でございますので、地域福祉推進の観点から利用促進について御議論ができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、西川委員、よろしくお願いいたします。

○西川委員 成年後見センター・リーガルサポート専務理事の西川です。静岡県焼津市で司法書士をしております。司法書士という立場が中心になるとは思いますがけれども、積極的に意見を提出するようにしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、星野委員、よろしくお願いいたします。

○星野委員 日本社会福祉士会理事の星野美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

次に、山下委員、よろしくお願いいたします。

○山下委員 学習院大学法学部の山下と申します。専門は民法でございます。よろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

続きまして、役所側の出席者ですけれども、座席表のとおりとなっております。

それでは、議事に入る前にWeb会議における発言方法を確認します。発言される場合はzoomの「手を挙げる」機能を御使用ください。発言者はこちらから指名しますので、指名に基づき御発言をお願いいたします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合には、Web会議システムの「チャット」機能で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としてはzoom

の「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、「チャット」機能等で御記入いただいた場合は、Web画面及び配信動画においても表示されますので、その点は御承知おきください。

次に、委員の皆様のご互選による委員長選任手続に移ります。どなたか御提案がありましたら、御発言ください。

山野目委員、よろしくをお願いいたします。

○山野目委員 委員の山野目でございます。

私から意見といたしまして、大森委員を委員長に御推挙申し上げる意見を申し上げます。顧みますと、この会議の前身となる委員会が内閣府に設置された際の検討におきまして、陣頭に立って率いてくださいまして、その後、厚生労働省にこの会になって移管された後、最初の基本計画を策定するに当たっても力を振るっていただきました。今般、最初の基本計画を顧みて取りまとめをしていかなければならない時期、その上で、次の基本計画を考えていかなければならない重要な時期でございますから、引き続き誠に御負担をおかけし恐縮でございますけれども、任を担っていただくというお願いを差し上げることができずれば幸いです。

意見は以上でございます。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。ほかに意見はございますか。

それでは、大森委員に委員長をお願いするという事で皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、大森委員には委員長席に御移動いただきまして、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○大森委員長 皆さん、こんにちは。ただいま委員長ということで引き続きお引き受けいたしました大森彌でございます。よろしくをお願いいたします。

山本副大臣からお話ございましたように、次期の計画の案を私どもこれから検討することになっていまして、大事な時期に差しかかる任務でございます。皆様方の御協力を得まして、いい内容の取りまとめを行いたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

議事に入る前に、今回この人数でこの会議のために、松崎室長を初めスタッフの皆さん方に大変用意周到に準備していただいております。初めですけれども一言褒めたいと思っています。引き続き御苦勞をかけますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、以降の議事運営は大森委員長をお願いいたします。

○大森委員長 それでは、よろしくをお願いいたします。議事次第に沿ってお諮り申し上げます。

まず最初に、委員長代理指名でございますけれども、運営規則第2条に「委員長に事故

があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」と規定されています。委員長が指名することになっていきますので、引き続き新井先生に委員長代理をお願いしたいと思いますけれども、新井先生よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、新井先生から一言御挨拶を。

○新井委員長代理 ただいま委員長代理を大森先生から指名いただきました。私の職務は大森委員長を全面的にバックアップして、所期の目的を達成することだと思っておりますので、全力を尽くして職務を遂行したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に即しまして議事を進めます。

議題1は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況についての御報告がございます。事務局から資料説明をしていただいた後、もし御質問があれば承ることとなりますので、一括して資料の説明をしていただきます。それでは、お願いします。

○成年後見制度利用促進室長 それでは、まず資料の共有をいたします。

資料1-1は、昨年度に行いました基本計画の中間検証報告書の内容をまとめたものです。

最後のページに、基本計画のKPIの現状に関する取組の内容を記載しております。この中間検証を踏まえた主な取組は、関係機関ごとに資料1-2～1-5にまとめております。なお取組の全体は参考資料8に記載しております。それをまとめたものが資料1-2～1-5といった位置づけになっております。

厚生労働省の資料ということで資料1-2の説明を始めます。

KPIの進捗状況、体制整備、その他の取組という3部構成になっております。まずは、KPIの進捗状況についてです。

KPIの進捗状況の主な指標といたしましては、中核機関の整備、市町村計画の策定、協議会の設置の3つがあります。来年度までに全市区町村での対応を目指しているということでございます。来年度の見込みは御覧のとおりで、全ての市区町村はなかなか難しいところではありますが、今年度か来年度にかけて大きく数字が伸びていることは見えるのではないかと思います。

4ページは、それぞれ詳細を示した資料でございます。中核機関の整備に関するものでして、左側が中核機関の整備状況、上がこれまでの実績、下が年度ごとの見込みです。見込みに関しましては、先ほど申し上げましたとおり今年度からぐっと伸びているのが確認できると思います。

右側は自治体規模別にまとめたものでございます。規模の小さな自治体が上になりますが、小さいところのほうが整備が難しいというのが見て分かるのではないかと思います。

5ページは、全国の県ごとをマップに示したものです。白から水色、赤になっていくと整備率が高いことになっております。来年度にかけてぐっと伸びてくるのが、目でも分かるのではないかと思います。

続きまして6ページは、計画と協議会の設置状況を先ほどの中核機関の整備状況と同じようにまとめたものです。同様に来年度にかけてぐっと伸びてくる。右でいえば、小さい自治体は計画策定が難しいと、同様の傾向です。協議会についても同じ傾向が見てとれるのではないかと思います。

7ページもマップにしたもので、同様の傾向が見えると思います。来年度にかけてぐっと伸びてくるということです。

次に、体制整備に関する取組になります。厚生労働省では、全ての市区町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指して、中核機関の整備、市町村計画の策定、協議会の設置といった市町村の体制整備に関する取組を実施しています。

大きく2つ取組がございまして、1つ目が、基本計画の中間検証を行う中間年度、令和元年度までは権利擁護の必要性、体制整備の重要性に関する考え方、体制整備のノウハウを広く市町村に浸透させるということで進めてきました。令和2年、今年度からは基本計画の各施策の状況を踏まえて、個別課題の整理・検討を行った中間検証報告書を受けて、市町村が抱える体制整備に関する個別的な課題にも対応していくこととなっています。

2つ目の○が緑に、3つ目の○が赤に対応している取組です。ざっとレビューしていきましょう。

中間検証までということでございまして、体制整備研修ということで自治体向けに10ページのと通りの研修を進めております。

併せて体制整備等の手引き、いわゆる計画策定の手引きやガイドライン、参考になるものもつくっております。

12ページ、中間検証以降ということで今年度以降の取組ですが、1つが個別にということでございまして、全国社会福祉協議会に市町村や中核機関の相談体制の強化を支援するというので、K-ねっとという相談窓口をつくっております。各専門家の方々も支援するというのでございます。

右を御覧いただければ、体制整備に関する相談が多いことが見てとれるかと思います。

次は予算ということで、13ページのと通りの予算がありまして、詳細はコロナ禍ということがございまして、オンラインの導入に関して支援する補助金を補正予算でつくるとともに、いわゆる過疎地域等の条件不利地域、整備が難しいところ向けの補助も4分の3ということで立ち上げております。

16ページは、後見人の意思決定支援研修の実施でございまして、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインが昨年秋にできまして、その普及のためにということで研修を実施しています。今年度から来年度にかけて47都道府県でやる予定になっております。

17ページが、成年後見利用促進ポータルサイトです。任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の一環ということですが、内容としては本人・御家族・地域、後見人の皆様、自治体・中核機関の皆様、地域の関係者の皆様ということで、各関係者それぞれに関心を持っていただけるような資料を分類してアップするというので進めております。

その他の取組に入ります。

まず、成年後見の欠格条項に関するものでございます。整備法は令和元年に全て施行。令和3年に整備法にのらなかった会社法と一般社団法人、一般財団法人に関する法律ということで改正が行われましたということで、これで成年後見の欠格条項全て施行ということですが、一方で、我々のほうでも情報が幾つか来ておりまして、国や地方団体の職員の採用募集などにおいて、試験を受けることができない者として成年被後見人を誤って掲げる事例がまだまだ見られるということで、会社法等の施行に併せまして、各府省、都道府県等に対しまして、これらの通知等々を確認した上で必要に応じて適切な対応を行うことと、管下の市町村及び関係機関に対しても事務連絡の内容を周知し、しっかり対応してほしいといったことを依頼しております。

次が、市町村申立てに関する実務者協議ということでございます。この専門家会議におきましても、親族調査の在り方や本人の住所地と実際の居所が異なる場合の審判請求の市町村間の円滑な調整をということで御指摘いただいております。20ページにあるような実務者協議を進めております。3月までにかけてまして計4回開催で、年度内に報告書を取りまとめる予定で進めております。

次が、障害者関係の意思決定ガイドラインです。こちらはガイドラインの内容を各職員等の研修のプログラムにつなげていくという取組をしております。

認知症の意思決定ガイドラインも同様に、研修等に盛り込むといった取組をしているところです。

最後が、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインでございます。こちらはガイドラインができた後で、現場に浸透させなければいけないということで、令和2年度に医療機関等を対象に調査を行ってガイドラインの活用状況を把握して改善点を検討。来年度にガイドラインに基づくより実践的な手引きをつくって、引き続きガイドラインの周知を進めて中身を全国に浸透させていくといった取組を考えております。

厚生労働省からは以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

次は、資料1-3に基づきまして、最高裁判所から御説明がございました。お願いします。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。最高裁判所家庭局第二課長の木村匡彦と申します。

最高裁判所からは基本計画を踏まえた家庭裁判所の取組のうち、後見人等の報酬の在り方に関する取組を中心に御説明したいと思います。

資料の6ページをお願いいたします。成年後見関係事件の概況、その他につきましては、資料の1-5ページを御覧くださいようをお願いいたします。

資料6ページにつきまして、報酬の関係を御説明させていただきたいと思います。

後見人等の報酬の在り方については、身上保護や意思決定支援の側面についても適切に

評価した上で、後見人等が行った事務の内容や負担に応じて報酬を算定するという基本的な方向に沿って、現在、全国の家庭裁判所を交えて検討を進めております。

後見人の報酬に関する考え方の大枠については、昨年2月の第5回専門家会議において御説明しましたが、可能な限り親族後見人を選任していく上で、必要に応じて後見監督人を選任するという方法を活用することが想定される場所であり、後見監督人の事務と報酬についても基本的な考え方がおおむねまとまりつつありますので、引き続き検討中ではありますが、考え方の大枠を御説明したいと思います。なお、これから御説明する内容は現時点での暫定的なものであり、今後さらに検討を進める中で修正や変更がされる可能性があることを御理解いただければと思います。

資料6 ページの下の赤枠、後見監督人に期待される役割について、裁判所と専門職団体との間で基本的な考え方についておおむね認識が共有されつつありますので、現時点での議論の状況について御紹介したいと思います。

後見監督人の本来的な役割は、後見人による不適切な事務や不正を防止することにあると考えられます。一方、基本計画においては、中核機関等が行う親族後見人に対する支援の重要性が指摘されています。後見人支援体制が全国的に整備されるまでの過渡期においては、運用上の工夫として支援の必要性が認められる事案について、親族後見人の選任当初から後見活動が円滑に行われるよう、専門職の後見監督人を選任し、親族後見人を支援することが考えられます。

このような新しい支援の役割も視野に入れて、後見監督人に期待される主要な役割を改めて整理してみると、定期確認型、個別課題支援型、総合支援型の3つのパターンに分けることができると考えられます。

このうち、基本計画の趣旨を踏まえた親族後見人に対する支援という新たな役割を加味する総合支援型ですが、その特徴として一番下に記載したような3点が重要なポイントであると考えられます。このような特徴を有する総合支援型の後見監督人の事務は、定期確認型や個別課題支援型と比較して負担が重いものになると考えられます。報酬の算定に当たっては、その点も考慮し、総合支援型は定期確認型よりも高い報酬額とすることを想定しております。

なお、この3つのパターンは、必ずしも後見監督人を選任する当初の時点においていずれとすべきかを確定的に判断・選定する趣旨ではございません。重要なのは、後見監督人がどの役割に重点を置いて監督事務を行うか、それについて当事者間で認識を共有することであり、そのための整理としてこのような3つのパターンが考えられるというものです。

また、総合支援型の運用は必ずしも全国一律に行われるものではなく、各地の実情や各事案における支援の必要性等に応じて柔軟かつ臨機応変な運用が要求されていることも御理解くださいますようお願いいたします。

続いて、資料6 ページの上側です。裁判所において現在検討されている後見監督人の報酬算定についての基本的な考え方です。

後見人の場合と同様、後見監督人が実際に行った事務の内容や負担などを考慮して報酬を算定し、後見監督人がその事案で必要な事務を行わなかった場合には、報酬を減額することも想定しています。

監督事務の評価の前提として、基本的監督事務と付加的監督事務の2種類に分けて考えるのも後見人の場合と同様です。基本的監督事務は、全ての事案において必ず行うことが想定されている事務であり、付加的監督事務は、事案ごとに必要に応じて行う事務です。

基本的監督事務に対する報酬算定の基本的な考え方も後見人の場合と同様です。算定のイメージは7ページのとおりです。後見監督人の報酬の算定は、後見監督人が行う個々の事務を一つ一つ個別に評価して報酬額を積み上げて計算するのではなく、就任時、継続中、終了時、それぞれの時期に行う監督事務をひとまとまりとして評価し、このひとまとまりの事務全体を対象として、実際の事務の負担に応じて報酬を算定することを想定しています。

他方、付加的監督事務に対する報酬は、個別の事務ごとに事務の内容や負担などを考慮して算定することを想定しています。

後見人等の報酬につきましては、これまで報酬額の目安を示すことなどによって予測可能性を高め、利用者にとって分かりやすいものとすべきとの御意見を多くいただきありがとうございました。基本計画が目指す利用者がメリットを実感できる制度運用の改善の実現という点において、後見人等の報酬に関する運用の改善が必要かつ重要であるといった認識を強く持ち、検討を進めているところです。

今後も引き続き意見交換をさせていただきながら、よりよい運用を目指していきたいと考えております。

最高裁からは以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は資料1-4に基づきまして、法務省からお願いいたします。

○法務省民事局大臣官房審議官 法務省で民事局担当の審議官をしております、堂菌でございます。よろしくをお願いいたします。法務省からは資料1-4に基づきまして御説明をいたします。

まず、2ページを御覧いただければと思います。中間検証報告書におきましては、以下の4点について今後の対応を検討すべきという課題をいただいたものと承知しておりまして、その点についての進捗状況の御報告でございます。

まず、「1 任意後見制度及び保佐・補助類型の利用促進」でございまして、こちらについては法務省のパンフレットやホームページの改訂を行いました。任意後見制度に関する説明の充実化、よりメリットを感じられる内容に修正といったものでございます。この点につきましては資料1で御説明いたしますが、3の1つ目の○につきましてもパンフレットのホームページを改訂することによって対応しておりますので、ここと併せて御説明いたします。

資料1がパンフレットの内容です。従前は任意後見制度につきましては、左上に書いてある文章体の説明だけが載っていたところがございますが、制度の内容につきまして本人が十分な判断能力を有する段階、判断能力が低下した段階、任意後見が開始されるとどうなるかを分かりやすく図示するなどの改訂を行っております。

右側の質問については新たに付け加えたものでございます。

選任事例につきましても、よりメリットを感じられるようなものに改訂したところがございます。

任意後見につきましては、判断能力が低下した後、円滑に利用が開始されていないという問題点の指摘を受けているところがございますが、これにつきましてはQ10のなお書きで「本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます」という形で注意喚起をしたところがございます。

最初の資料に戻っていただきまして、「2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及」につきましては、勉強会のフォローアップ会議を開催いたしまして、今後の課題として指摘されました2点、後見制度支援預貯金の仕組みの導入が困難な金融機関における対応策についての取りまとめ、こちらは資料2ですので御覧いただければと思いますが、それに併せて現在、保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みを検討中でございます。

次に「3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保」でございますが、先ほどのパンフレットによる注意喚起に加えまして、来年度以降、こちらは来月4月以降に始まる年度でございますが、任意後見監督人の選任を促す通知書などを送るといった取組をする。さらには、前回御報告させていただきました実態調査に加えまして、任意後見契約の当事者に対する利用状況に関するさらなる調査の実施などを予定しているところがございます。

「4 会社法等の改正に関する周知」は、資料3を御覧いただければと思います。こちらにもパンフレットで新たに付け加えたものですが、取締役について後見開始の審判がなされますと、既に選任されていた場合には一旦はその地位を失いますが、再び選任することが可能であることなどについて御説明したものでございます。

簡単ではございますが、法務省からは以上でございます。

○大森委員長 どうも御苦労さまでした。

次に、資料1-5につきまして金融庁からお願いいたします。

○金融庁監督局銀行第一課長 金融庁銀行一課長の山下でございます。私からは、成年後見制度利用促進に係る金融庁の取組といたしまして、後見制度支援信託・預貯金の導入の推進に係る取組について御報告させていただきます。

お手元の資料1-5でございます。こちらの資料は、令和2年3月末時点の後見制度支援預貯金及び支援信託の導入状況について、全預金取扱金融機関に対しましてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめの上、金融庁Webサイトにて公表した資料でございます。

1 ページを御覧ください。経緯を記載してございます。詳細は省略いたしますが、一番下でございます。成年後見制度利用促進基本計画で定めましたKPIは、全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金または支援信託を導入済みとする金融機関の個人預貯金残高の割合で50%としてございます。

続きまして、3 ページを御覧いただければと思いますが、調査対象1,222金融機関ということでございます。

その調査結果が4 ページでございますけれども、個人預貯金残高ベースの割合で、平成30年12月末時点では、支援預貯金または支援信託を導入済みと回答した金融機関が約12%程度でございましたけれども、今般のアンケート調査では令和2年3月末時点で約56%となっておりまして、KPIを達成した状況でございます。

一方、支援預貯金または支援信託を導入する予定がないと回答した金融機関も、約45%から約28%に減少しておりまして、金融機関全体として導入に向けた取組が着実に進んでいる状況がうかがわれるものになってございます。

これにつきましては、本年3月末時点の導入状況について改めてアンケート調査を実施する予定でございますけれども、金融庁といたしましては、業界団体などの対応を引き続き促していくなど、成年後見制度の利用者にとって安心かつ安全な制度といたしますために、各金融機関の支援預貯金、支援信託の導入を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

今、進捗状況についてざっと御説明がございました。特に何か御質問の方おいででございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議題2に移ります。次は、基本計画の変更について説明がございました。その後、御質問と御意見を伺います。

それでは、事務局よろしく申し上げます。

○成年後見制度利用促進室長 それでは、議題2に関する資料の説明に入ります。資料2-1が、専門家会議に基本計画の変更を求める諮問文になっております。先ほど副大臣からも御挨拶がありましたけれども、年内を目途に集中的に検討いただきまして、12月を目途に取りまとめたいと考えております。よろしく願いいたします。

資料2-2です。成年後見に関わる基礎情報をまとめたものです。資料2-3で3つのワーキングの設置についてお諮りいたします。こちらが認めていただけましたら、今後開催するワーキングにおきまして関連する資料を改めて紹介するということでございます。ざっとどういった資料があるということでレビューしていければと思います。

まず、基礎的な人口データ、次に成年後見制度に関するデータ、利用促進に関するデータの3部構成になっております。

まず、基本的な人口データ等でございます。3、4 ページは、高齢化の進展が進んでいる、これまでも見せた資料でございます。

5 ページが、いわゆる血縁に関するものということでしょうか、一世帯当たりの人数の減少ということでございます。単身世帯が増えているのが見えると思います。

6 ページも、単身世帯がどんどん増えてきているのが見えてくると思います。

7 ページは、男性女性別ということですがけれども、未婚の方も増えてきているのが見えてくると思います。こちらは血縁の関係です。

次に、地縁ということになってくると思いますけれども、近所付き合いなどといった話ですが、年を経るにしたがって親しく付き合っている方はだんだん減ってきているのが見てとれると思います。

周りに成年後見を頼める人はいますかというのも、なかなかいらっしやらないのが現状ということでございます。

次に、成年後見制度に関するデータです。

利用状況ですが、認知症の方々、知的障害者の方々、精神障害者の方々の人数に比べまして、このぐらいの数字になっているということで、まだまだ大きく差が開きがあると。全ての方が成年後見を利用しなければいけないという状況では必ずしもありませんけれども、それにしても、数字の開きがあるのが実情ではないかと考えております。

次は、成年後見制度の申立て件数です。総数もここ5年間は上がったたり下がったりという状況でございまして、それを制度発足から並べてみたデータで、平成12～24年までぐっと上がって、そこからは行ったり来たりしながら、おおむね横ばいの状況です。

各節目節目となるところでどういった制度改正があったかを右手にお示ししているのが13ページです。

次が、平成24年以降ですけれども、下が親族の後見、上が親族以外の第三者後見ということでございまして、平成24年を境に逆転しまして、第三者後見の割合がぐっと増えてきているのが見えるのではないかと思います。

次に、市町村申立て件数です。平成26年から引っ張ってきまして、ぐっと件数が伸びてきておりまして、総数に占める割合も少しずつ伸びてきているのが見えるのではないかと思います。

しかしながら、人口規模別に市町村申立てをしているか、していないかを示したペーパーになりますが、50万人以上はしっかり出てきているのですが、10万人以上のところだと、そもそも成年後見の市町村申立てをしていないところもあるというのがデータとして見るができると思います。

次に、成年後見を利用促進するに当たりまして、どういった方が利用されるかを調べておくとか有意義な議論ができるだろうということでまとめた資料です。2つアプローチがありまして、定量的な把握、定性的な把握ということで進めております。

まず定量的な把握です。データとしては数値を使ってということですがけれども、要介護、療育手帳など福祉サービスを利用されている方の中で、いわゆる権利擁護や成年後見の支援の必要性がある方々を抽出いたします。認知症、療育手帳A判定以上、精神障害者保健

福祉手帳の1級以上ということで、これくらいのボリューム感でありまして、併せてこれとダブっているところとダブっていないところがあるのですけれども、将来的に成年後見制度の支援の必要性が生じる可能性がある方ということで、例えば、日常生活自立支援事業、福祉契約の支援ということでございますが、こういった形のボリュームがある中で先ほど見ていただきました利用者数を見ると、大きな開きがあるのかなということで、これまでもこの会議でも議論がありましたけれども、福祉による権利擁護支援に取り組むことに加えて、成年後見の利用が必要な方を適切に制度につないでいくことが必要ではないかと考えております。

今後、高齢化がどんどん進んでくるということもありますので、制度利用者の増加にも対応できるよう、担い手を拡充する取組、専門職などの限られた人的支援を有効的・効率的に活用するために後見人の選任・交代を柔軟に進めていく取り組みが必要であると考えられます。

次に、定性的把握です。2つ見ておりまして、裁判所でまとめているデータで、認知症や知的障害者の本人の判断能力が不十分な方々で、こういったときに成年後見を申立てしているかということですが、預貯金の管理・解約といったところが多いということです。

一方で、福祉のほうにヒアリング等をしてみました。こういった方が利用しているイメージかということですが、通常ということで当然ですけれども、認知症や知的・精神障害等により、本人の判断力不十分ということですが、実際に福祉サービスをしたとしてもキーパーソンが立てられないということや、福祉サービスは使ったけれども本人が孤立しているケースにニーズがあるのではないかという話を伺いました。

必要性ということですが、当然、成年後見を使わないとできないこと、福祉の制度ではできないことに加えて、身上保護、財産管理上の課題を有しているということで、いわゆる病院の利用契約が難しい、あるいは本人がこういったサービスを一部拒否しているといったところでニーズがあるというお話がございました。

今後としては、制度を利用する当事者の意見を確認することによって、成年後見制度を求める一般的な利用ニーズと、福祉・行政の支援の観点から成年後見制度に求めるニーズを確認するという両方を見ていくと。その上で、成年後見制度で対応することが望ましい支援もあれば、福祉・行政で対応することが望ましい支援があると思います。こういったところを深掘りで検討していければと考えております。

ちなみに、制度を利用されていない方の本人の状況も確認しておりまして、法律行為によって解決すべき課題に対して、不安を抱えながらも本人の意思を丁寧に確認して、周りの家族等々ができる範囲内で頑張っている。一方で、本人のパワーレ斯的助長や、滞納・借金の増加等々、課題の継続・悪化が進むことによって取れる選択肢が減少していくといったことが懸念される中、早期発見・早期相談して、必要なときに制度につないでいくといった必要性が指摘されたところでございます。

19ページ以降は報酬に係るデータをまとめたものですので、今後ワーキングにおいて改めて御説明していきたいと思っております。これが25ページまで続きます。

続きまして、制度の利用促進に関するデータです。

27ページは法律と基本計画の内容です。先ほどに関連するものです。

28ページも先ほど御覧いただいた整備状況です。説明は省略いたします。

29ページ以降が3つございまして、3つのワーキングに関連して厚生労働省が行った自治体ヒアリングの内容や、専門職のヒアリングを通じて課題を整理したものになっております。

1つ目が、市町村における体制整備に関する諸課題ということで5つの論点が出ておりますが、後ほどワーキングでも御紹介させていただきます。

31ページは、2つ目のワーキングに係るものです。市町村における司法との連携に関する諸課題ということで、御覧のとおり論点が出てきておりまして、こちらもワーキングで御紹介する形にします。

最後が、制度の運用改善に関する諸課題ということで、これまでの委員さんからの御意見等を掲げたものになっております。こちらもワーキングで紹介したいと考えております。

続きまして、資料2-3に移りまして次期基本計画の進め方ということで、今回お諮りするものの案でございます。

議論の進め方についてということで、基本的な考え方、ワーキングの構成、今後のスケジュールということでございます。

基本的な考え方、議論の順番ということでは、基本計画は5年計画ということで、計画初年度の令和4年から迅速に取り組むべき内容、次期計画内で丁寧に議論を行った上で中長期的な視点を持って取り組むべき内容と2つあると思っております。

令和4年度の予算案に盛り込むものも含め、迅速に取り組むべき内容は中間取りまとめに記載できるよう優先的に議論を行ってはどうかと考えております。

そして、中長期的な視点をもって取り組むべき内容に関しては、中間取りまとめ後を中心に最終取りまとめにつなげていくということでございます。

ワーキング・グループの設置でございまして、基本計画は福祉行政、地域福祉、司法など様々な分野・主体に係るものでして、相当数の会議を開催する必要があります。

円滑に議論を進めるために、厚生労働省の研究事業の実施状況、次期計画における検討課題を踏まえて3つのワーキングを設置して議論してはどうかと考えております。1つ目が地域連携ネットワークワーキング、2つ目が福祉・行政と司法の連携強化ワーキング、3つ目が成年後見制度の運用改善等に関するワーキングです。

既に一定の取組が進んでおります内容を扱う地域連携ネットワークワーキングと、比較的迅速な対応可能な内容を含んでおります運用改善に関するワーキングのうち、制度の運用改善に関する内容から順次議論を行った上で中間取りまとめを行いまして、その後他の論点に関わる議論を行って最終取りまとめを行ってはどうかと考えております。

ワーキングは4ページのとおりでございます。3つのワーキングに関連する厚生労働省の研究事業の実施に関係が深い委員を置きたいと考えております。地域連携ネットワークワーキング、福祉・行政と司法の連携強化ワーキング、成年後見制度の運用改善等に関するワーキングということで、これまでの研究事業の発展ということで上山委員、山野目委員、新井委員のお三方にそれぞれのワーキングの主査になっていただきまして、御覧のとおりネットワークの充実、福祉・行政と司法の連強化、成年後見制度の運用改善等の在り方について議論を深めていただければと考えております。

5ページ以降は、こちらにあります研究事業の概要を示したもので、説明は省略いたします。

中間取りまとめまでのスケジュールでございます。3月29日、本日の会議です。4月からワーキングで御覧のと通りの検討をさせていただきまして、6月に中間検証のフォローアップ、これは今回間に合わず来年度に取りまとめ等を行うものもございまして、こちらのフォローアップと、各ワーキングにおける意見を確認した上で委員の意見を交換すると。

7月には、中間取りまとめ案に基づいて意見を交換していただきまして、このまままとめるか、場合によっては予備日を利用して意見交換を改めて行うこととしてはどうかと考えております。

中間まとめ以降になります。8月、専門家会議で各委員さんから新たな計画に向けての中長期的課題を視野に入れた御意見をいただければと思っております。

8月からワーキング・グループで議論を開始しまして、10月、令和4年度の概算要求を報告させていただきますとともに、ワーキングの意見を確認して、委員の皆様で意見を交換いただくと。

12月に、次期基本計画案に関して御意見・御審議いただきまして、このまままとめるか、場合によっては予備日で意見交換するということとでございます。

1月以降は、パブリックコメント、成年後見制度利用促進会議へ報告、最後に次期計画の閣議決定といった形で進められればと考えております。

各ワーキングの日程は、11ページの案のとおりとなっております。

資料2-4、ワーキングの設置に関係いたしましてお諮りしたいと考えております。基本は、これまでもワーキングを設置した前例がございまして、これをベースに作成しております。なお、第五条におきまして、これまで主査は会議終了後、速やかに議事要旨を作成し、公表するものとするという規程がありましたけれども、御覧のとおりこの会議、全てフルオープンな会議となっておりますので、こちらは削除した形でできればと考えております。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○大森委員長 御苦労さまでした。資料2-1～2-4まで、今後の日程等についても含んでいますが、今までの御説明で特段に何か御質問等ございましてか。こんなスケジュール

間隔で議論を、大車輪だと思っておりますけれども、皆様方の検討をお願いするという運びになるとと思いますが、この進め方でよろしゅうございますか。よろしければ、皆さん方の御承認を得てこれから作業に入ることとなりますが、そのように決めさせていただいてよろしゅうございますか。

数人手を挙げてくれると確認できるのですが、お手が挙げたといたしますので、よろしゅうございましょうか。それでは、そのように進めさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次は、資料3につきまして、各委員から現行の基本計画、現行の取組についての御意見を事前にいただいておりますので、それに基づきまして提出の順番に即して、恐縮ですがけれども、1人3分以内をお願いすることになっております。画面に残り時間に関わるタイマーをセットしております、終了時間をお知らせする電子音も流れます。これを御確認いただきながら御発言いただくことになっておりますけれども、御協力をお願いいたします。

では最初に、西川委員からお願いします。

○西川委員 司法書士の西川です。私から、時間の制限もあるようですので、今後の課題を中心に意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、利用者がメリットを実感できる制度運用の改善に関してですけれども、ここは意思決定支援の考え方や意志決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを実務に定着させる道筋をどうつけていくのかということが課題になると思われまます。もちろん専門職団体として専門職にどうこれを定着させていくのかということが重要な課題だとは認識しておりますが、併せていろいろな方から御指摘いただいておりますとおり、裁判所が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に評価できるような環境が大切だと考えております。

そのことも大切なのですが、私が思うに最終的に裁判所が直接というより、むしろ中核機関において意思決定支援の考え方が浸透して、これが中核機関やネットワークの利用促進機能、後見人支援機能を通して、適切な後見人の選任・交代につなげるというようにつながっていくことが望ましいのかなと考えております。

それから、後見人の報酬の在り方についても議論が進んできましたが、現状、例えば報酬助成制度があるにもかかわらず審判によって考慮されないとか、あるいは報酬助成制度がないにもかかわらず、本人の財産よりも多い額の付与審判が出るなどの状態では、なかなか理想の議論がしにくいところですので、この辺りが今後課題なのかなと思っております。

2つ目の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関してですけれども、利用促進機能、後見人支援機能について今後の課題だろうと考えております。ただ、ここは後見人の選任の在り方や家庭裁判所や中核機関による監督や支援の在り方についての認識の共有がなかなかできていないところが課題で、家庭裁判所が本庁レベルでは随分積極的に働きかけをしていただいていると思うのですけれども、まだまだ支部・出張所単位ではそういった議論ができていないということですので、これが今後の課題なのかなと。ここは専門

職団体としても頑張らなければいけないところかなど。

さらに、家裁の管轄も考えると都道府県の役割も重要で、専門職団体としてそこに働きかけることが必要だと考えております。

最後、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和ですけれども、ここでは任意後見についてリーガルサポートでアンケートをとったところ、専門職ではない任意後見の事務について認識が不十分なところがある。このあたりは改めて公証役場の役割が非常に重要で、ネットワークの中で公証役場を位置づけることが大切なのではないかと考えております。

ちょうど時間です。以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

次に、青木委員、お願いします。

○青木委員 では、青木から発言させていただきます。資料についてはパワーポイントと文章とありますが、パワーポイントを見ていただきまして、詳しくは文章をまた御覧いただければと思います。

時間がありませんので、ここまでの4年間の積極的な到達点もたくさんありますが、それにつきましては省略させていただきまして、現在の計画と取組状況の課題について大きなところを御説明させていただきたいと思っております。

まず、計画そのものですが、権利擁護の視点で本人の権利擁護のためのそれらの促進という観点からいきますと、権利擁護にはたくさんの課題がありまして、それぞれについて成年後見が必要なのかどうかに関してのしっかりとしたニーズ分析や、それを疎外しているものがあるとしたら何かという分析がなされないまま検討されてきている嫌いがあったらと思うしております。また、それぞれにつきまして成年後見制度そのものにも多様なニーズがございますが、それぞれ場面場面、ニーズニーズに応じた阻害要因なり促進のための対策・検討も十分ではなかったように思っております。それに対する各市町村なりの取組はどうかについての分析も十分ではなかった。

そういうことを再度きちんとした上で、次期計画についての課題を考える必要があるのではないかと考えておりまして、「利用のメリット」という表現で様々議論されてきましたが、確かにそれで進んだ面もございますが、よりそれぞれの課題ごとにしっかりした分析に基づいた利用促進のための課題の克服という観点が、第2期の計画ではぜひとも必要ではないかと考えております。

また、現行計画におけるもう一つの課題としまして、各地の体制整備の中で成年後見の促進がクローズアップされまして、全体としての権利擁護の取組である、ひいては認知症の早期発見の課題や障害者の全般的な地域での支援課題の中に、この問題が包摂されて一体として地域の福祉計画や介護保険の計画に盛り込まれるという観点が十分ではなかったのではないかと考えています。

課題につきましては、意思決定支援については皆様も御指摘しているように、車の両輪のように日常的な意思決定支援を3つのガイドラインに基づいて、どのように図っていく

か。ここがなければ、専門職後見人あるいは親族後見人だけの意思決定支援というのは困難ですので、いかにこの2つを同じように図っていくかが大きな課題だと思っております。

またニーズに応じた柔軟な選任や交代という側面におきましては、まだ各地での家裁との協議が十分ではないという課題、特に交代については家庭裁判所のイニシアチブをとって進むのはこれからということで、個人情報共有も含めて大きい課題ですし、何しろここについては各地域で必要に応じた担い手が本当に育っているかが重要な課題だと思っております。

こうしたことを地域権利擁護ネットワークの中でも分析しながら、次期計画に取り組んでいきたいと思っております。

最後、また機会がありますが、次期計画に基づいた今以外の4つの課題についても書かせていただいております。よりカジュアルな成年後見制度、成年後見制度の中期的な方式に基づいた担い手の整備、家庭裁判所自体の質の向上、量的なアップ。そして、法改正をどうしてもしないとイケない課題についても次期計画の中で浮き彫りにしていく、この4つが重要だと思っております。

時間オーバーしましたが、以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。最初にお話しになられましたように、現状がどうなっていて、どういう事実があって、どういう問題点があるかということから出発すべきだと、そのとおりでして、今日の御報告にもその一部が、いろいろな研究事業が進み始めていますので、実態が明らかになって課題を抽出するという方向性は大事だと思いました。ありがとうございました。

次に、星野さん、お願いします。

○星野委員 公益社団法人日本社会福祉士会の星野です。それでは、説明させていただきます。

まず、1点目の利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善では2点挙げております。

まず(1)は、意思決定支援の在り方についての指針の策定にかかわることです。ガイドラインが公表されて研修がスタートしておりますが、後見人及び自治体または中核機関の職員だけではなく、介護支援専門員を初めとする訪問介護事業所等の日常的に被後見人等を支援する職種の方も対象に加えていくこと。それから、当該ガイドライン策定に関わった団体は、都道府県ごとに講師を養成していくこと、そして都道府県ごとに意思決定支援に関する研修会の開催の体制を整備することが求められていくと考えております。

(2)適切な後見人等の選任・交代の推進については、家庭裁判所との連携が非常に重要になってくるわけですが、幾つかの中核機関等では、既に後見人等の選任あるいは交代に関するマッチングは、専門職が入った会議体の中で検討が進んでおります。しかし、残念ながら地域で開催される支援検討会議や協議会等へ家庭裁判所がなかなか参加できない実情も地域によっては見られます。このようなマッチングは地域の中でどのように検討され

ているか、ぜひ把握していただく必要があるために積極的な参加を求めていく必要があるのではないのでしょうか。

それから、後見人等の供給体制は専門職団体にまだまだ非常に大きな需要があるわけですが、これまでも説明されているとおり、全国各地で候補者が推薦できない実情が散見されております。専門職後見人は、今後ますます親族または市民後見人など多様な後見人の担い手をどのように支援していくのか検討がさらに進められると考えます。

3点目ですが、特に意思決定支援、身上保護が重視されてきている中において、福祉職である社会福祉士に推薦の依頼があることについては当団体としても非常に重く受け止めておりますが、意思決定支援、身上保護は社会福祉士固有の事項ではなく、全事案において全ての後見人にとって必要なことであるという共通認識をこれからさらに図っていく必要があると考えます。

(3)診断書の在り方の検討については、本人情報シートについて意見を述べております。本人情報シートが非常に活用されているという報告を受けておりますが、中身の検証、それが制度活用に本人にとってどのように有益に使われてきているかといった検証が必要ではないかと考えます。

2点目の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについては、時間がなくなってしまいましたので、ここに書いてあるとおりですが、都道府県の役割、アドバイザー機能の強化が考えられると思います。

以上です。ありがとうございました。

○大森委員長 御苦労さま、ありがとうございました。

次は、永田さん、お願いします。

○永田委員 同志社大学の永田でございます。新任になりますので、自己紹介を兼ねて私の意見を申し上げたいと思います。

私の専門は地域福祉ですので、その観点から主に、基本計画の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに絞って意見を申し上げます。また、会議では私自身も社会福祉士として成年後見人の活動もしておりますので、その経験からも意見を申し上げていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1点目です。権利擁護支援と包括的な支援体制の有機的な連携についてです。これは中間検証報告書でも触れられておりましたが、一言で言えば、現在進められている対象者別の相談支援を包括化していく政策と中核機関や地域連携ネットワークの整備を一体的に、屋上屋にならないように進めていくことで、その整備の推進がより進むのではないかという論点です。当然ですが、制度のはざまや複合的な課題を抱えた方の相談には権利擁護ニーズを抱えた方が多く、別々に議論することは有益ではありません。同時に、一体的に取り組むことで、対象者別の相談支援の中で意思決定支援を含めた権利擁護の視点が明確になり、本来必要な人が制度の利用につながるという、正しい意味での利用促進にもつながると考えています。

また、その際、制度につながって終わりではなくて、その方がその人らしく地域で暮らしていくことを実現していくために、地域共生推進政策の中で言われている参加支援という考え方、またそれを受け止めていく地域づくりという発想を権利擁護支援でも強調していく必要があると考えています。

2番目に、これも中間検証報告書で触れられている市民後見人についてです。これは地域福祉の立場からの問題提起になりますが、確かに後見ニーズの増大に伴う担い手確保の問題は深刻かつ重要です。しかし、市民後見人の要請をその文脈からのみ捉えたと、市民の自発的な参加を促すことや、その価値を見誤ってしまうのではないかと心配しています。要請した市民後見人の受任につながらない障壁を除去していくことは極めて重要ですが、同時に、権利擁護を学んだ市民の皆さんが地域社会で果たす役割にもっと焦点を当てていくことが重要だと思っています。そもそも担い手が足りないから市民という感じが随所に出てしまうと、推進の方策としても得策ではないのではないかと考えています。

第3に日常生活自立支援事業についてです。皆様のこれまでの御議論のとおり、この事業は法定後見と比較して柔軟な制度で意思決定支援にも資する権利擁護の支援の一つだと認識しています。しかし、端的に言って、事業の実施体制が極めて脆弱です。具体的な事業案を意見書には書きましたけれども、成年後見制度との有機的な連携を推進するためには、事業の位置づけを整理し、事業実施体制を強化していく方策を検討する必要があると考えています。

最後に、身寄りのない方や、いらっしゃっても頼ることができない方の問題については、書いたとおりですので御覧になっていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、私からの意見とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大森委員長 ありがとうございます。市民後見の見方について、大事な問題提起があったように思いました。ありがとうございました。

次は、上山先生、お願いします。

○上山委員 資料の22ページの参考1を開けておいてください。私からは申立てに係る費用について発言します。ただし、細かな法律論は資料に譲って、ここでは問題点の概要の指摘にとどめます。

まずは、22ページの参考1を御参照ください。一般に後見開始を申立てていく場合、裁判所に納める申立て手数料などに加えて、申立て時に提出する添付書類の取得費用がかかることとなります。この代表が診断書の作成料ですけれども、これは一般的な実務では家事事件手続法28条2項に基づく本人負担の対象外となっています。つまり、親族申立てや市町村申立ての場合、この条文では本人に求償できないわけです。他方、鑑定費用については本人負担の対象になっています。この取扱いの違いは、確かに法律的には一応の説明ができますが、両者は基本的には同じ目的の資料ですから、一般的な利用者には納得しづらい気がします。

この問題は、利用支援事業による費用助成の実態を見ると、さらに複雑です。23ページの参考3を御覧ください。現状、助成の対象は市町村によって異なりますが、私が見た限り多数派は診断書作成料を含めています。ここには申立て費用に関する司法と行政の捉え方の違いが現れているように感じます。

さらに、事後の求償まで含めて最終的には申立て費用を誰が負担するのかを考えた場合、助成に関する市町村間の対応の格差が気になります。というのも、そもそもの助成範囲や助成対象事案の違いに加えて、自治体によっては事後に本人に求償する事案を含めて助成だと捉えているからです。

こうした運用のばらつきは、負担の不公平を生むほか、制度の利用を妨げる分かりづらさの一因でもあると感じます。個人的には成年後見制度利用支援事業実施要綱の標準化あるいは統一化を検討すべきと考えます。その際、本人情報シートの作成料も助成対象として検討していくべきだと思います。いずれにしても、まずは現在の実施要綱のばらつきの実態調査が必要だと思います。

最後に、検察官申立てと市町村申立ての関係の整理も必要です。23ページの参考2を御覧ください。検察官申立ての場合、家事事件手続法28条3項で申立て費用は国庫負担となっています。しかも本人への求償を必ずしも想定していないと思われ、同じ公的機関である市町村長の申立てとは違いがあるように見受けられます。ここでも成年後見に関わる司法と行政の仕組みの再整理が必要だと感じます。現在、既に4分の1近くを占める市町村申立ては権利擁護の重要なセーフティーネットですので、そもそも全国統一的な市町村申立ての運用が模索されるべきだと思いますが、その際には、市町村申立て権と検察官申立て権の優先関係などの理論的な整理も必要ではないかと思います。

オーバーしてすみません。私からは以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。費用に係る大事な論点が出たように思います。

次は、花俣さんからお願いします。

○花俣委員 家族の会の花俣でございます。随分専門性の高い議論が続いている中で、私どもは本当に制度を利用する側からの意見ということで申し述べたいと思います。

最初のページは、さいたま市における第8期の計画策定に当たって実施したアンケート調査の中に成年後見制度の項目がございましたので、そこから一部抜粋したものを並べております。

まず、成年後見制度について周知を聞いているものです。知っていたし、内容も知っていたと制度名だけを知っていたというのが、それぞれ4割ということになります。

利用の意向については、利用したいという方がまだまだそんなに多くないという数字が出ています。

次は、成年後見制度を利用したい要因になります。結局、一番多いのは資料2-2で現状の説明がございましたけれども、18ページにもありましたように、成年後見制度に求め

る一般的な利用ニーズで、一番最初に預貯金の管理・解約が出ていましたけれども、そっくり同じように預貯金、年金各種支払いなど日常的な金銭管理がトップに上がっていることが示されていると思います。

次は、さいたま市の成年後見制度を利用するに当たって、不安や心配なこと、あるいは利用したくないという主な理由についての問いになります。よく分からないという方が3割強、相談窓口が分からないという方もおられます。後見人であったとしても金銭管理を委ねるのはちょっと心配だという方。それから、親族からの支援が受けられるというところもあります。こんなふうに見ていくと、結局は金銭管理が一番求められるニーズだと思います。

一番最後に課題を書かせていただいたように、成年後見を利用することのメリットやあるいは本人・家族に特化するとしたら、高額な財産・資産などを保有しているのであれば、金銭管理等の柔軟な対応が可能であれば、あえて成年後見制度を利用しなくても済む場合もあると、利用者サイドでは多くの方がそのように感じておられます。これについては今後、日常生活自立支援事業や金銭管理についての議論がもう少し深まってくると、本当に必要な人がどんな人なのかが見えてくるのかなと思います。

すみません、時間を全然見ていなかったもので中途半端な説明になりました。あとは資料をお読みいただければと思います。大変申し訳ありませんでした。

○大森委員長 ありがとうございます。今のお話の中で、金銭管理が非常に重視されているのですけれども、身上保護といいますか、病院に入院するとか施設に入所するときの契約問題については、そんなに重視されていないということでしょうか。全体の私どものトーンは、もちろん金銭管理も大事ですけれども、身上保護の充実を目指しているのですけれども、現場のほうはそうではないような印象をもったのですが、その点はいかがですか。

○花俣委員 アンケート調査を実施したときに、回収された方の層にもよると思います。例えば、独居とか老老の方あるいは生活困窮の方については身上保護の部分はかなり重要になってくると思うのですけれども、通常の暮らしが維持できている方については結局金銭管理、あともう一つ、成年後見制度を利用すると費用がかかります。ここの部分も結構大きなネックになっているかなとは感じています。毎月決まった額をお支払いしなくてはならない、つまり報酬が発生するというところで躊躇される方も多い。本当は身上保護の部分で早めにこういう制度を利用すべきなのではけれども、ここのところがかなりネックになっているような気もいたします。これに関するアンケートについては、ごく一般的な結果という捉え方を私もしております。

○大森委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、手嶋局長さん、お願いします。

○手嶋委員 最高裁家庭局の手嶋でございます。ここでは大きく2点、意見を申し上げます。

1点目は、意見書に記載しているところでございますけれども、市民後見人や法人後見等の制度の担い手の育成・活用の推進の重要性についてでございます。

資料1-3は最高裁家庭局作成の資料でございますが、その4ページに若干の統計も挙げさせていただいておりますけれども、そもそも申立ての際に親族の方が候補者とされている事案自体というのが2割強にとどまること、それから、市町村長申立ての事案が2割強ございまして、しかも増加傾向にあることなどからいたしますと、今後、親族以外の第三者を後見人などに選任する必要がある事案というのは、ますます増加していくことが考えられるところでございます。

御本人のニーズに合った適切な後見人等を選任するためには、幅広い担い手の確保が必要不可欠でありまして、特に市民後見人や法人後見等の担い手の育成と活用の推進は、今後ますます重要になると考えておりまして、家庭裁判所と地方自治体、社会福祉協議会の連携が一層重要になると考えております。

意見の詳細は、意見書をお目通しいただくと幸いです。

もう一点は、市町村における司法との連携に関する諸課題に関する意見でございます。

詳細はワーキング・グループでの議論ということになるのかとは存じますが、先ほど厚労省から御説明がありました資料2-2の31ページ、32ページあたりに関係することなのですが、ここに記載させていただいている市町村の意見等を拝見いたしますと、家裁も随分前向きに頑張ってきていると思うのですが、やはりまだ相互理解のための取組・努力がなお一層必要だと改めて感じているところでございます。

そこでの御指摘としては、後見人等の選任や報酬付与に関する家庭裁判所の考え方や判断基準が明確に示されないために連携が図りにくい。また、御指摘のある手続等に関する問い合わせをしても、しゃくし定規な回答が多くて分かりにくいといった御指摘もございます。これも実は根は同じところにあるように思われるのですけれども、様々な場面で裁判所がこういう場合はこうなりますと分かりやすく言い切った形での説明をしないことへの不信感、分かりにくさを繰り返し御指摘いただいているのかなと認識しているところでございます。

以前にも何度か発言させていただいているところですが、司法判断とする以上は、個別の事案での独立の判断となってしまうと、裁判官同士でも他の判断を拘束する基準を定めることはできないわけですが、いろいろな御意見を踏まえて裁判官同士が問題意識を共有して意見交換し、その成果を集約して利用者の方々と共有することはできるのでありまして、この4年間、家裁では後見人等の選任や報酬の在り方について、まさに全国規模でそのような営みを続けてまいったところでございます。こうした根っこのところも含めた相互理解、連携のためのコミュニケーションが大変重要だと思っておりますし、一層の認識共有が進むように、こちらでも必要な後押しをしてまいりたいと考えておりますし、市町村等の御担当者におかれましても、ぜひここに記載していただいているような率直な御指摘を各家裁にぶつけていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

時間を超過して失礼いたしました。ありがとうございます。

○大森委員長 前向きな局長さんのお話で、うれしいというのはちょっと言い過ぎですけども、安堵しました。前から私は言っているのですけれども、家裁の皆様方の対応をみんなが期待していますので、今のような御発言の方向で、ぜひともお願いしたいと思っています。ありがとうございました。

以上、資料を御提出の方々から御意見を伺ったのですけれども、それ以外の方々で御意見があれば、お手を挙げていただければ御発言いただきます。どなたか御発言ございますか。

どうぞ。

○新井委員長代理 私から2点、これからの議論の中で取り上げてほしい点を申し上げます。

第1点、任意後見制度の積極的利用は、利用促進法においても強くうたわれているわけですが、最近大手銀行の一部が、予約型代理、継続代理というスキームを推奨しています。これらのスキームは、強く任意後見制度を推奨している利用促進法の立場とは根本的に相容れないように思われますので、これらのスキームの位置づけについて法務省、金融庁、全国銀行協会等との対話が必要であると考えています。成年後見制度ポータルサイトの利用を金融機関に働きかける等も一つのアイデアかと思えます。

また、これらのスキームを支える基本的な考え方として、いわゆるジェロントロジーがあると言われていますが、意思決定支援、身上保護を重視する見地から、このジェロントロジーとの対話も不可欠であるように思えます。

第2点、新型コロナウイルスワクチン接種における後見人等の役割について、成年後見制度利用促進ニュースレター第29号において説明していただいたのは、極めて時宜にかなった情報提供であったと思っています。被後見人に具体的にどのような状況で接種されるのかを注視して検討する必要があるように思われます。その上で、ACP（Advance Care Planning）の運用に生かしていくことが必要ではないでしょうか。

また、現行法では後見人等には居所指定権は認められていませんけれども、コロナに感染した被後見人の入院、経過観察のための施設収容等については、後見人の居所指定権をきちんと議論しておく必要があるように思われます。ここでもその成果をACPの運用に生かしていくことが必要ではないかと思われます。

以上の2点について、今後の議論として取り上げていただければ幸いです。

以上です。

○大森委員長 今回の点は、ワーキング・グループのほうで検討できますか。

○成年後見制度利用促進室長 金融関係ワーキングでも当然取り上げてございますし、ワクチンの関係は健康局と相談して必要な議論を進めるようにしたいと思います。急ぎの部分もあるかと思えますので。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

久保さんのお手が挙がったのでしょうか。どうぞ。

○久保委員 全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

私どもも3月の初めくらいから全国的に成年後見のアンケートを取りまして、大体1,200ぐらいの回答が来ております。830ぐらいまで打ち込みが終わりましたので、後で事務局にそれをお送りしながらデータも共有させていただきたいと思っておりますけれども、その中で、利用している方が感じる問題点が、取下げができない、途中で終われないということ、それから、身上保護が薄いということ、それから、福祉と連携していないということが続いて出てきております。この傾向は、成年後見制度を利用していない層でも同じようなことが書かれております。

利用していない理由としては、親兄弟が元気だからというのが突出しておりますけれども、よくない評判があるというのと、報酬の支払いへの不安があるというものも続いております。

将来的な利用希望については、両親の高齢化、現行の不安が一番に挙がっておりますけれども、その次に成年後見制度の改善が希望として挙がっております。

報酬についても、2万円以下を希望する声が半分以上おられます。そして報酬の在り方は本人の収入に応じて決定すべきだと。それから、国や自治体からの報酬補助があれば心配しなくてもいいのになという意見もあります。後見人の活動に応じて決定すべきだという意見が上位を占めております。

そこで、今ほど説明していただいた部分について幾つか質問もございますので、意見と質問を申し上げたいと思います。

質問は、後見人等の意思決定支援のガイドラインの策定、後見人等の適切な選任・交代の取組がございますけれども、取組が進められていることは評価したいと思っております。ただ、中核機関の進捗状況が非常に悪いと思っておりますので、今後どのように取り組んでいかれるかお聞きしたいと思っておりますし、また、財産形成の不十分な知的障害者にとって重要と思っております後見制度支援預金が進んでいないのも、どう働きかけをされるのかお聞きしたいと思っております。

また、私どもの団体としましては、基礎的事務と付加的事務とございますけれども、私どもの感覚としては、付加的事務は基本基礎的事務に入ることが大変多いと思っておりますので、そこが少なじまないという意見が出ております。

あと、言いたいことはたくさんありますけれども、時間になりましたので以上でございます。

○大森委員長 御質問ありましたけれども、今お答えできることなのか、後刻にするのか。では、今の御質問は後刻、ワーキング・グループ等でお答えできるよう準備をさせていただくということで御了解くださいますか。よろしいでしょうか。

あと、お三方からお手が挙がっていました。次は住田さん、お願いします。

○住田委員 私、尾張東部権利擁護支援センターの住田から、体制整備と意思決定支援について意見を述べさせていただきます。

厚生労働省の資料から、中核機関と権利擁護支援センターなどを併せた整備状況は39%と少しずつ進んでいますが、課題として3点伺います。1、小規模市町村での整備の遅れが目立つこと。2、中核機関未整備市町村において、いまだ3割以上が未検討であること。3、権利擁護支援センターなどから中核機関への移行が進んでいないこと。

1点目については、小規模市町村の多くは高齢化率が4割を超えるところも少なくなく、むしろよりニーズが高いところで首長申立ての未実施などを含めて整備が進んでいないと言えます。課題に共通して言えることは、まだまだ行政が成年後見制度の利用支援を含めた権利擁護の課題にしっかり向き合っていないのではないかと思います。

2点目では、国の条件不利地域での体制整備に向けた取組の推進について、都道府県が主導的に取り組まれることを期待します。併せて、地域からのボトムアップが欠かせないと考えます。そのために、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、現場で権利擁護の課題に取り組んでいる人たちからも、しっかり行政に働きかけることが重要であると考えます。

3点目について、愛知県社会福祉協議会が権利擁護支援センターなどを対象に、中核機関への移行についての課題を訪ねました。専門職団体との連携強化と同位に、行政との連携強化の回答が示されました。全国の自治体の約8割は中核機関を委託していますが、4つの機能である広報、相談、利用促進、後見人支援は、中核機関だけでその機能を果たすことはできません。行政が中核機関とともに、これらの機能を備えた地域連携ネットワークを構築していくために、委託任せにせず、行政が積極的に地域の権利擁護支援体制を推進していくことが求められると考えます。

最後に、意思決定支援についてです。国研修の講師で関わらせていただきましたが、課題として法律職の研修参加者が少ないため、来年度に向けて一層の働きかけを期待します。また、今年度当センターで行った法律専門職約60名に実施したアンケートでは、福祉関係者から後見人に対してパターンリズムの要請があるため、支援者が意思決定支援について同量の熱量や周知が必要であるとの意見や、意思決定支援が社会的意義や報酬の観点から適切に評価されることが課題として挙げられました。これらについての検討や取組が重要であると思われます。

そして、先ほど手嶋局長から法人後見の育成についての御発言がありましたが、法人後見の育成については地域で進めていきたいと考えていますが、その際、家庭裁判所が求める法人後見実施団体の要件や条件について、各地域の家庭裁判所ごとでばらつきがあるようですので、一定お示しいただけたらと考えます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。今すぐにお答えできないかもしれませんが、

問題提起として承って検討させていただくことにいたします。

引き続きまして、中村さんから手が挙がりましたか。どうぞ。

○中村委員 北海道社会福祉協議会の中村でございます。今回初めてですので、社会福祉協議会の視点も含めてお話をさせていただきますが、特に時間の関係もございますので、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに注目して発言をさせていただきたいと思っております。

1つは、中核機関等の設置についてでございますが、社会福祉協議会は日常生活自立支援事業の経験をこれまで生かして、権利擁護センター等の設置を全国的に進めさせていただいております。そうした素材のある地域では、行政との連携の中、中核機関の設置が比較的順調に進んでいると思っています。

北海道においても179ある市町村の中で、現在48.6%の87市町村が中核機関もしくは権利擁護センター等が整備されておりますが、その87市町村のうちの85、97.7%が社会福祉協議会受託でございますので、社会福祉協議会としましても、中核における期待ということでもしっかり対応していきたいということで全国的に取組をさせていただきたいと考えてございますが、先ほどの報告等もございましたが、未整備の市町村、特に過疎地、小規模市町村では人材、財源、専門職でなかなか整備が進まないというのは国の説明も含めて共通認識はしてございますが、北海道でも北海道庁、札幌高裁、道社協の三者でチームを組んで、中核機関等整備と取組をさせていただいて、残っているところの多くが小規模市町村でございますので、広域連携も模索しながら進めておりますが、実際広域を進めることになっても、人、財源、専門職の問題はかなり大きくて、第一義的な相談窓口は市町村、市民後見人の養成支援は地域ブロック単位、専門職団体とのネットワークは都道府県という、中核機関の機能を分散させて重層的な体制整備も今後は検討する必要があるのではないかと考えてございます。そのためには都道府県の役割を強化するところで、次期の計画の中で都道府県の役割についても、財源を含めてより一層御議論いただきたいと思っております。

もう一点、日常生活自立支援事業関連でございますが、福祉関係者からは金銭管理を扱う業務と認識されていることが多いのですが、実際には利用者像は複数的な課題を抱えている方、援助関係がつくりにくい方も多いという状況です。そのために本人の意思、希望の聞き取り、信頼関係づくりに時間をかけることで、福祉サービスの導入や安定的なサービス利用につながって、その中で金銭管理の支援も含めて地域で支えるということになってございまして、これがいろいろな報告書で出てくる日常生活自立支援事業の特徴である、寄り添い支援と言われているところだと思いますが、実情でいうと先ほども住田さんからありましたが、市町村社協の7割以上がこの事業で赤字であるという財源問題が大きいのと、どうしても都道府県、政令指定都市が実施主体という基本的な考え方で、市町村の関与がない事業、地元で市町村行政の方にお話ししても十分に理解が得られないところもございまして、この辺は今後、福祉と行政、司法の連携等の中でも御議論いただきたいと思っております。

最後になります、生活保護のケースワーカーの下請的になってしまって、首長申立てよりも費用がかからないところで、行政が成年後見制度への移行に後ろ向きになっているのではないかという懸念もございますので、今後これらのワーキングの中でも日常生活自立支援事業を含めた権利擁護体制について御検討いただきたいということで、どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと時間を超過いたしまして申し訳ございませんでした。

○大森委員長 ありがとうございます。中核機関、市町村の取組について、あるいは都道府県の役割についての御指摘がありましたので、お手は挙がっていませんけれども、宮崎県の河野知事さんから、もし御意見があれば一言承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○河野委員 ありがとうございます。お話を伺っておりまして、大変な課題だなと改めて実感しております。地域の実情に応じてきめ細かく対応するというところで、市町村の役割はこのようになっているところですが、現場の人材の確保、専門性、それから、制度に対する理解、いろいろな課題があるなど改めて感じております。

今、中村部長さんがおっしゃったように、しっかりと地域で役割分担をしながら連携体制を築いていく、そういう中で広域自治体としての都道府県の役割も高めていくというのは、今後の計画の見直しをするに当たっても非常に重要な役割であると受け止めたところでは。

県内では今、中核機関が5割程度、市町村計画が3割程度ということですが、しっかり本県としても取り組むとともに、知事会としても全体としても問題意識を高めていく必要があると今感じたところです。

以上です。

○大森委員長 心強い御発言でした。よろしく願いいたします。

倉敷市長さんの伊東さん、おいででしょうか。一言どうぞ。

○伊東委員 ありがとうございます。私ども市役所といたしまして、倉敷では具体的にはもともとは高齢者、障害者の虐待防止の支援ネットワーク会議をしておりましたが、そこを平成28年度から高齢者・障害者権利擁護支援ネットワーク会議という形で衣替えをいたしまして、小地域ケア会議で虐待また後見が必要であろうと思われる事例を、この会議に上げていただいて、実際に市長申立てを行うべき案件かどうかという形で進めてきているところでございます。

その後、平成30年の豪雨災害でしばらく滞っておりましたけれども、今年度より権利擁護支援運営委員会を設置し、全体の体制づくりに取り組んでおりまして、令和3年度にはかなり大きな進捗を見ることができているのではないかと考えております。

そういった中で、今ちょうど中村先生、また河野知事さん、最高裁の手嶋局長さんからお話しされました点が私ども非常に重要であると考えております。特に、専門職団体の皆様というのは、県単位での組織がしっかりしていらっしゃる状況でございます。その皆さ

んのネットワークなくしては、この成年後見の活動は成り立つのが難しいような状況でございます。そして、専門職団体、そして家庭裁判所、私ども市町村との間を大きくつないでいただくのが、県庁さんのお仕事であると思っております。岡山県では、市民後見人の養成講座などをしていただいておりますが、今後も県庁の果たすべき役割というのは非常に大きくなっていくものだと考えているところでございます。

次に家庭裁判所の役割についてでございます。先ほど、厚労省さんの資料2-2、また手嶋局長さんもその部分を引用してお話ししていただきましたけれども、例えば、今、受任候補者調整会議、私ども市役所の福祉援護課がいたしておりますけれども、実際にどの方を選任するか。最終的には、もちろん家裁がしてくださるわけでございますが、そのときの判断基準、考え方がなかなか分からないということで非常に苦慮しているところでございます。

また、実際に後見の方が活動していただいた内容について、我々が補助している部分については報告書のコピーが回ってくるのですが、全体の活動していただいているところがなかなか分からない状況もございまして、家庭裁判所の中に後見人さんとして適切な方の情報が蓄積されているのではないかと大変期待を持っているところでございます。

最後に報酬の点でございますけれども、報酬をどのくらい出す、もしくはうちの市は出しているけれども、隣の市では出ていない、また隣の県に行ったら出ていないなど、そういう点が引っ越しをされた方からお話がございます。もちろんその人によつての報酬だと思っておりますけれども、全国的な統一的基準を示していただけるのが非常に望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大森委員長 恐縮でした。ありがとうございます。

先ほどお手を挙げていただいた中に水島さんがおいででした。よろしく申し上げます。

○水島委員 日本司法支援センター本部の常勤弁護士の水島から意見を申し上げます。

まず、第1次基本計画についての評価ですが、本法律第3条2項の趣旨に沿って成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握し、地域における需要に的確に対応することを目指して、まずは広報・相談に力を注いできたと言えましょう。その活動の中でも、特に権利擁護に関する支援を行う市町村等を中核機関と位置づけて、その立ち上げに尽力してきたことには、とても意義があったものと思われまふ。

他方で、本人が自ら意思決定を行う機会が十分に確保され、本人自身がメリットを実感できる成年後見制度への運用改善を目指す等の基本計画の第1のポイントに目を向けたときには、広報・相談機能の更なる強化に加えて、質の向上についての議論にも少しずつ目を向けていく必要があるのではないかと考えます。

具体的には2点申し上げます。

1点目は、広報・相談機能はもちろん、利用促進、後見支援の機能においても、御本人にとってメリットを感じられる運用となるように、意思決定支援の観点に根ざした権利擁

護支援のスキルを有する職員や専門職、中核機関等を支援するアドバイザーの養成あるいは確保等が求められるのではないのでしょうか。

あるいは条件不利地域、過疎地域と言われる地域においては、中核機関の立ち上げ自体にも苦勞しているというデータも上がってきましたけれども、地域内の社会資源を十分に活用しつつ、オンライン等の活用による隣接地域及び地域外からの手厚い支援を受けられるような体制づくりが必要なのではないかと考えます。

2点目ですが、今後、補助・保佐を含む成年後見制度の申立てが増加し、利用者が増えた場合に、現在の人員体制においては裁判所による後見人等の選任・監督の場面において支障が生じることも予測されます。特に、意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインの策定に象徴されるように、後見人等にはさらなる質の向上が期待されており、報酬等の議論とも相まって、これまで以上に後見人等の活動を適切にかつ正当に評価していく仕組みを整えることが重要と考えます。特に、意思決定支援や限定された代行決定等に対する正当な評価を行うに当たっては、その体制づくり、具体的なルールあるいは紛争が生じた場合における調整機能等、そういった機関や仕組みの設置が必要ではないかと思われま

す。今後の進め方についてのお願いですが、2点申し上げます。

次期基本計画の策定に当たっては、これまでの課題を整理し、より機能を強化するための方策を検討していくためにも、行政、裁判所がそれぞれ広報、相談、利用促進、後見人支援の4機能に加え、現行の計画期間内に取り組んできた内容をまずは整理することが重要だと考えます。既に裁判所、各省庁等からは、中間検証以降の取り組みを中心に資料が提出されていますが、基本計画期間全体の取組について、できれば共通の様式を用いて整理をお願いしたいと思います。

もう一点、適切な後見人等の選任・交代を推進するなどの利用促進機能、意思決定支援を踏まえた後見事務を実現するための後見人支援機能に関しては、裁判所及び行政、特に福祉行政の観点からは厚生労働省、成年後見制度を所管する観点からは法務省の別に分けて整理していただきたいと思

います。また、成年後見制度を所管する法務省におかれては、本人が自ら意思決定を行う機会が十分確保され、本人自身がメリットを実感できる成年後見制度への転換を図るための体制づくりに向けて、先ほどの久保委員の発言にもあるように、定期的な見直しの機会を設けるなど、法改正の可能性も含めた今後の成年後見制度の在り方に関する議論状況の進捗についても触れていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 3分って大変ですね。早口になって恐縮ですけれども、大事なことをたくさんおっしゃったのではないかと感じていまして、ワーキング・グループで検討していただければと思います。

追加で野澤さんからお手が挙がったようです。野澤さん、どうぞ。

○野澤委員 野澤です。よろしくお願ひいたします。

皆さんの意見を聞いていて非常に深大で重要な課題がいっぱいあって、気が遠くなりそうですねのだけれども、私自身個人的には意思決定支援とは何なのか、親族後見の在り方についてはなかなか答えが見つからない、重い命題なのでじっくり考えていきたいと思っているのですが、当面議論しなければいけない課題として、中核機関や協議会をどうやって進めていくかということだと思います。

私は、障害者の差別解消法に係る地域協議会の在り方検討会などにずっと携わらせてもらっていて、この前も地域協議会の研修会をやったのですが、かなり市町村に広がっているのですが、実際に設置したものの案件が上がってこなくてどうしていいかわからない、形骸化している実態が物すごく多いのに愕然としまして、中核機関も同じような状況になってしまうのではないかと非常に恐れます。実際の潜在的なニーズはあるにもかかわらず、なかなかそれが結びつかない。これをどうするか。

私は、地元でもNPOで発達障害者の支援もやっているのですが、コロナもあって昨年の暮れぐらいから発達障害どころか8050、引きこもり、DV、介護疲れ、失業、貧困、依存症のこんがらだったケースがいっぱい来るんです。それに基礎自治体が限られた行政資源の中で、障害者や高齢者の虐待防止の協議会、障害者の差別解消支援地域協議会、今回、地域共生に係る重層的支援体制の構築みたいなものを次から次へとつくりたいといけなくて、基礎自治体も結構あっぷあっぷしている。先ほど、倉敷の市長さんがおっしゃっていたように、基礎自治体の中に権利擁護や地域共生、地域生活支援を支えるいろいろな仕組みはいっぱいできてきているので、これをどうやってコーディネートあるいはマネジメントして機能させていくのかが、最大の課題のような気がしています。これがうまくいけば、中核機関や協議会も、うまくほかのものと連動して機能していくのではないかと考えています。このあたりの調査や研究がぜひ必要だと思っていて、ここの成年後見の場でやるのかどうか議論があると思いますけれども、せっかくの機会なので中核機関をどうやって機能させていくのかという観点から、基礎自治体の関連する協議会や検討会のマネジメントの議論をぜひしたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 もともと大事な争点というか問題点として、ニーズはあって、そのニーズがどうやって外に出てく

るのか。待っていては出ない、取りにいかなくてはいけない。取りにいく手法をどうすればいいとかいろいろなことをやらなければいけないので、野澤さんがおっしゃった点は本当にポイントなんです。中核機関で全てやれというのは中核機関も大変ですので、もともと私どもが中核機関をどうやって整備するかという意見を出したのですが、小さい市町村に聞くと、中核って言葉が重たいんですよ。中核機関ってみんなやらなければいけないのではないかと思われているところがありますから、そういう言い方を含めて、どうやってここがいろいろな意味で機能できるかを本格的に検討しておかないと、今後に備えられないのではないかと気が私もしてまして、今、野澤さんがおっしゃったこと

がポイントですので、これをぜひともワーキング・グループでも集中的に検討していただいたらいかかなと思います。

一応、お手が挙がった方々から御発言をいただきましたけれども、よろしゅうございますか。

よろしければ、今後のことについて事務局から説明していただきましょうか。

○成年後見制度利用促進室長 専門家会議の次回開催の日程はまだ決まっておりませんが、本日御了承いただきました資料2-3の進め方の日程によりまして、6月前半までワーキング・グループを開催いたします。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに御確認をいただきまして、ホームページに掲載いたします。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ずっと副大臣がおいでくださいましたので、シナリオにはありませんが、一言何かあればどうぞ。

○厚生労働副大臣 大変ありがとうございました。皆さんの約2時間の貴重なお話を聞かせていただきました。私も重度の知的障害の娘がおりますので、今日いらっしゃいます久保会長の手をつなぐ育成会のメンバーでもございますし、その意味で成年後見のまさしく現場の方の声も含めて今後どうしていったらいいのかというのは、自分の部分も含めて本当に重い課題だと思っております。法整備ができて状況としてどう進めていったらいいかも、今日、皆様のお話を聞かせていただきまして、宮崎県の河野知事や倉敷の伊東市長、長崎の町長など基礎自治体の方もいらっしゃいますし、まさしく全国の中でどうそれを進めていったらいいのか、専門職の方々、また支援される方々、有識者の方々、そういう意味でこの会議は今後ワーキング・グループの具体的な形をお願いすることになりますけれども、12月を目指して一歩でも二歩でも前に進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げる次第でございます。

今日は本当にありがとうございました。

○大森委員長 いい締めになりました。ありがとうございました。

以上で、本日の会議は終了です。皆様方ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。